

【B-06】

はじめにお読みください。

＜ハーグ条約実施法による子の返還申立事件の相手方となった方へ＞

大阪家庭裁判所

1 期日出席及び答弁書提出のご連絡

申立人から、あなた（相手方）に対し、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（以下「ハーグ条約実施法」といいます。）に基づいて、（ ）さんの返還を求める申立てが大阪家庭裁判所にされました。申立人の言い分は、同封した申立書写し、証拠資料（甲第○号証～第○号証）写しのとおりです。ついては、期日呼出状にも記載しましたとおり、

①	令和	年	月	日	午後	時	～
②	令和	年	月	日	午前	時	～

に期日が指定されましたのでご出席をお願いいたします（場所等については、同封の期日呼出状を参照してください。）。

また、上記①の期日に先立って、同封した申立書写し及び証拠資料写しに対する反論として、あなたの主張を記載した答弁書及び答弁書の主張内容を裏付ける証拠資料を作成、提出していただく必要があります。答弁書等は、

令和	年	月	日
----	---	---	---

までに、大阪家庭裁判所家事第○部甲係（担当書記官○○）宛に提出ください。

なお、あなたが答弁書を提出せず、期日に出席しない場合であっても、手続は進行します。

この場合、申立人の言い分のとおり判断がなされることがありますので、御注意ください。

2 早期の紛争解決を図るためには当事者双方の迅速かつ的確な主張立証が必要です。

子の返還決定手続では、ハーグ条約（正式名「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」）上も、手続を迅速に進めなければならないとされております。法律上も、申立てがされてから6週間が経過したときは、申立人又は外務大臣は事件が係属している裁判所に対して、審理の進捗状況について説明を求めることができることとされており、申立人、相手方双方は、早期に的確な主張、立証を行うことが重要です。また、日本国や常居所地国の法律の知識も必要です。そのためには、必要に応じて、法律の専門家である弁護士に相談をすることが望ましいでしょう。弁護士に依頼をすると、依頼を受けた弁護士があなたの代理人として、答弁書等の作成をはじめ、手続における主張・立証活動を行います。

弁護士に依頼をする場合には、弁護士を紹介している弁護士会もあります。なお、大阪弁護士会におけるハーグ条約実施法による子の返還決定手続に対応可能な弁護士を紹介する窓口は、次のとおりです。

大阪弁護士会法律相談部相談一課（総合法律相談センター）	06-6364-1248
-----------------------------	--------------

【留意点】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 弁護士会の相談部は、日本語のみの対応になります。② 弁護士を紹介する窓口であって、相談のみの受付はしていません。③ 受付時間は、平日の午前9時から午後8時までです。 |
|--|

3 ハーグ条約実施法による子の返還申立事件の手続の概要

- 子の返還決定手続とはこのような手続です。

【B-06】

子の返還決定手続とは、いわゆるハーグ条約締約国を常居所としていた16歳未満の子を、同国（以下「常居所地国」といいます。）から日本に連れ出し、又は、日本に留め置くことによって、常居所地国の法律によれば、申立人の子に対する監護の権利を侵害する場合に、日本で子を監護している者（相手方）に対して、裁判所が、お子様を常居所地国に返還するよう命ずる手続です。

【返還事由】

- ① 子が16歳に達していないこと。
- ② 子が日本国内に所在していること。
- ③ 常居所地国の法令によれば、当該連れ去り又は留置が申立人の有する子についての監護の権利を侵害するものであること。
- ④ 当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時に、常居所地国が条約締約国であったこと。

もっとも、裁判所は、上記の返還事由がいずれも認められる場合であっても、次の①から⑥までに掲げた返還拒否事由のいずれかがあると認めるときは、子の返還を命じてはならないこととされています（ただし、①から③まで又は⑤に掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して常居所地国に子を返還することが子の利益に資すると認めるときは、裁判所は、子の返還を命ずることができます。）。

【返還拒否事由】

- ① 連れ去り又は留置開始の時から1年以上経過した後に裁判所に申立てがされ、かつ、子が新たな環境に適応している場合
- ② 申立人が連れ去り又は留置開始の時に現実に監護の権利を行使していなかった場合（当該連れ去り又は留置がなければ申立人が子に対して現実に監護の権利を行使していたと認められる場合を除く。）
- ③ 申立人が連れ去り若しくは留置の開始の前に同意し、又は事後に承諾した場合
- ④ 常居所地国に返還することによって、子の心身に害悪を及ぼすこと、その他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険がある場合
- ⑤ 子の年齢及び発達の程度に照らして子の意見を考慮することが正当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいる場合
- ⑥ 常居所地国に子を返還することが人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められない場合

* 2022年（令和4年）11月現在、世界103か国がハーグ条約を締結しており、日本も2014年（平成26）年1月に同条約を締結しています。申立人が子の返還を求める先である国もハーグ条約を締結しています。なお、ハーグ条約やハーグ条約実施法の概要については、外務省のホームページを併せてご覧ください。

裁判所が返還決定をするかを判断するためには、申立人、相手方双方に互いの主張を記した書面（この書面を、申立書、答弁書、主張書面などといいます。）や裏付けとなる証拠資料を提出していただき、裁判所が、双方の言い分を直接お聴きする必要があります。また、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、申立人や相手方、あるいは、お子さんにお会いして事情を伺うこともあります。

【B-06】

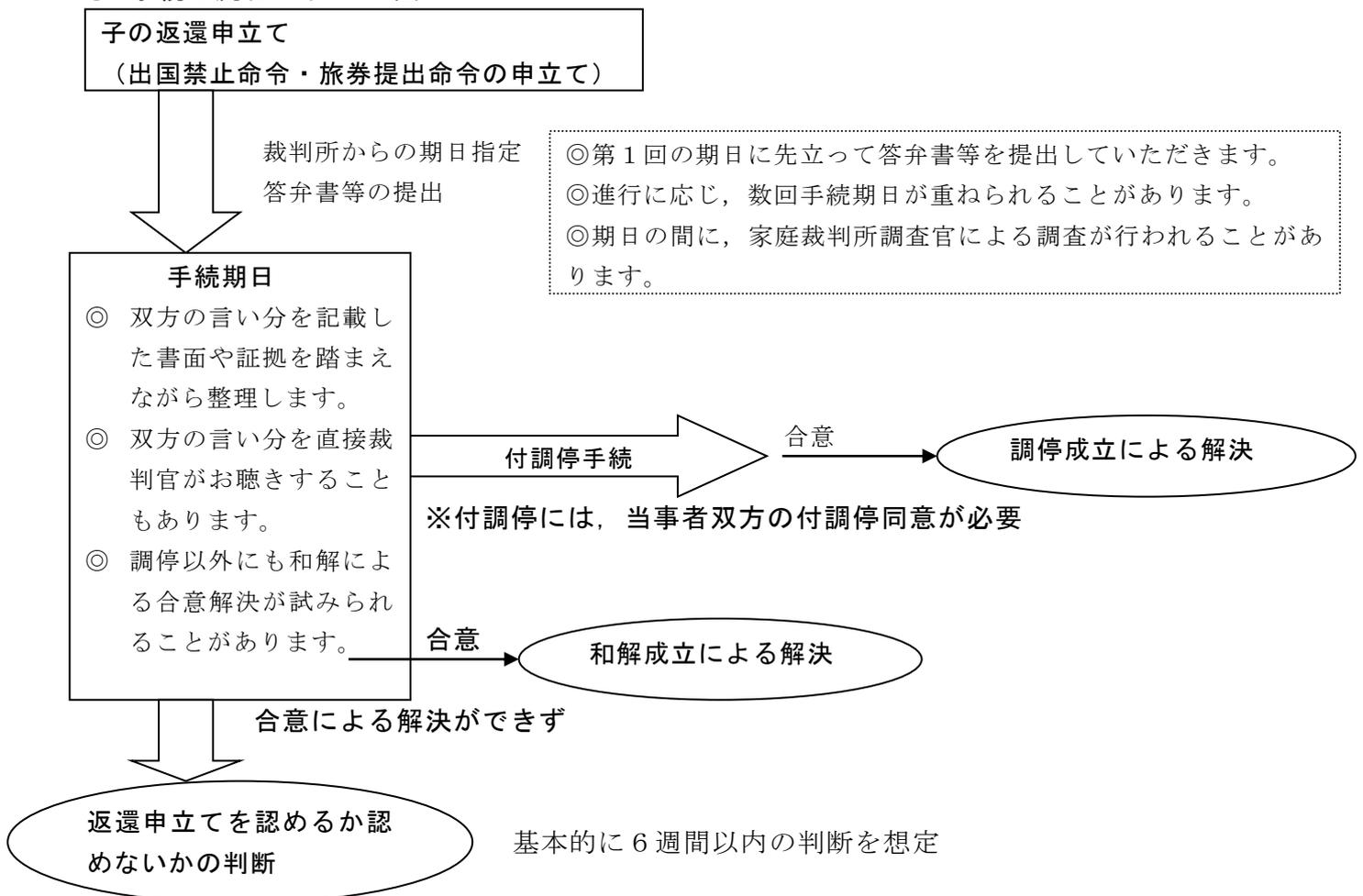
○ 返還決定手続は監護権や親権を決める手続ではありません。

返還決定手続は、あくまでも、子を常居所地国に返還することを目的とする手続であり、子の監護権、親権を誰が持つのかということまでを裁判所が決定する手続ではありません。そのため、日本の裁判所が返還決定を発令した場合は、ひとまず、子を常居所地国に返還し、その後に同国における手続の中でお子様の監護権、親権を誰が持つのかに関する判断が行われることとなります。また、仮に、既に日本の家庭裁判所に親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件が係属していたり、日本の家庭裁判所における離婚訴訟の中でこれらの事項も審理されていたりする場合、当庁における返還決定の申立てを却下する裁判が確定しなければ、その家庭裁判所はこれらの事項について裁判をすることができません。

○ 返還決定手続の中では当事者双方の話し合いによる解決を図ることも可能です。

子を常居所地国に帰国させるかどうかは、子の福祉のためにも、本来は当事者相互の話し合いによって合意の上で決めることが望ましく、返還決定手続の中で和解を行ったり、当事者双方の同意が得られたりする場合には事件を調停手続に付して（付調停）話し合いを行うことが可能です。調停手続の詳細については、同封した「子の返還申立事件では調停の利用も可能です」をご覧ください。

○ 手続の流れのイメージ図



※ 返還決定が出た場合、あなたは任意に子を常居所地国に返還する必要があります。仮に、

【B-06】

返還が実行されない場合、間接強制金の支払予告決定手続（一定期間内に子を返還しないことを条件に、一定金額の支払を命ずる決定手続）や、あなたに代わって、裁判所が指定する者（返還実施者）が子を常居所地国に返還するという強制執行手続が実行されることがあります。

4 迅速な審理のための期日への出席のお願い

子の返還決定手続では、法律上、迅速な審理を行うことが想定されております。そのため、あらかじめ、上記1のとおり、2回の期日を設定させていただきました。仮に、期日に出席することができないとのご連絡をいただきましたも、期日の変更は原則として行いません（ハーグ条約実施法63条3項）。迅速な審理が必要不可欠となりますので、都合をつけて出席するようにしてください。また、仮にあなたが弁護士を手続代理人として選任される場合であっても、期日では、裁判官等が直接あなたに事情をお尋ねすることがありますから、あなたも期日には極力出席するようにしてください。ただし、遠方にお住まいであるなどの理由で、大阪家庭裁判所に出席いただくことが困難な特別の事情がある場合であっても、たとえば、最寄りの弁護士事務所や裁判所等に赴いていただいた上で、電話会議システム等を用いて手続を進めることも可能ですので、担当書記官へご連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、上記1で設定した期日以外にも、審理の進捗状況に応じて更に別の期日が設定されることも想定されます。また、家庭裁判所調査官があなたやお子様の実情を調査する際には、調査官調査のために裁判所に出向いていただくようお願いすることもあります。

5 次回期日（令和 年 月 日）までにあなた（相手方）に行っていただきたいこと

次回期日までに、あなたに行っていただく事項は以下のとおりです。

(1) 同封された書類を確認してください。

- ① 本書面
- ② 申立書写し及びその証拠資料（甲第○号証～第○号証）写し
- ③ 期日呼出状
- ④ 答弁書催告状
- ⑤ 子の返還申立事件の手続の進行に関する照会回答書（相手方用）
- ⑥ 非開示の希望に関する上申書、【注意事項】自らの情報の適切な管理のために
- ⑦ 連絡先等の届出書（□変更届出書）
- ⑧ 「子の返還申立事件では調停の利用も可能です」

(2) 必要に応じて、弁護士にご相談ください。

(3) あなた（相手方）の主張（反論）を書面（答弁書）にして、裁判所へ令和 年 月 日までに提出してください。

◎ 答弁書は、裁判所用のほか申立人用の写しを添付してください。

◎ 答弁書には以下の事項を記載してください。

○ 事件の表示（事件番号、事件名）

○ あなたの（住所*）氏名並びに手続代理人の氏名及び事務所所在地（郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号も含みます。）

* あなたの住所を申立人に対して秘匿したい場合には、答弁書に記載する必要はありませんが、「連絡先等の届出書（□変更届出書）」には記載をお願いします。

* 手続代理人として弁護士を選任した場合には、迅速な書類送付の観点から弁護士事務所

【B-06】

を送達場所として記載して下さい。

○ 申立ての趣旨に対する答弁

申立書に記載されている「申立ての趣旨」に対して、却下を求めるのか、認めるのか、あなたの考えを書いてください。

○ 申立ての理由に対する認否・反論

・ 申立書に記載されている「申立ての理由」に記載された事実関係について認める部分、知らない部分、認めない部分を具体的に明らかにしてください。認めない部分がある場合には、認めない理由をあなたの主張を裏付ける事情や根拠も含めて具体的に記載してください。

・ 返還を拒否すべき事由がある場合には、その事由をあなたの主張を裏付ける事情や根拠も含めて具体的に記載してください。

・ 申立人とあなたとの間で争点になると予想される事由がある場合には、その事由をあなたの主張を裏付ける事情や根拠も含めて具体的に記載してください。

※ 主張を行う際には、当該主張を裏付ける証拠資料の符号番号を文章の末尾に付すなどして、主張と裏付け証拠との対応を明確にしてください。

○ 日本において、返還を求める子についての親権者の指定若しくは変更又は子の監護の処分についての審判事件（人事訴訟法32条1項に規定する附帯処分についての裁判及び同条3項の親権者の指定についての裁判に関する事件を含みます。）が係属している場合には、当該事件が係属している裁判所及び当該事件の表示（事件番号、事件名）

(4) 証拠資料を提出する場合には、証拠資料ごとに「乙第○号証」と符号を付した上、令和 年 月 日までに提出してください。

○ 証拠資料には、乙号証と符号を付し、裁判所用及び申立人用の写し各1通を提出してください。また、併せて、符号番号、証拠資料の標題と立証趣旨を明確にした資料説明書を裁判所用及び申立人用をともに提出してください。

○ 証拠資料が外国語で記載されている場合には、必ず訳文を証拠資料として併せて提出してください（例えば、原文を「乙第●号証の1」、訳文を「乙第●号証の2」などとするのが考えられます。）。

○ 証拠資料は、個別の事実関係によって異なりますが、例えば、あなた（相手方）の陳述書等が考えられます。当事者双方において入手可能な資料は、当事者において提出するようにしてください。

○ 証拠資料の中に申立人等に知られたくない情報がある場合には、下記(6)をご覧ください。

(5) 連絡先等の届出書（口変更届出書）に所定の事項を記載の上、令和 年 月 日までに提出してください。

○ 今後、裁判所があなた（又はあなたが依頼した手続代理人（弁護士））宛に書類を送付したり、連絡をするために、「送付場所」や「平日昼間の連絡先」を教えていただく必要があります。そこで、「連絡先等の届出書（口変更届出書）」に、上記事項を記載して、裁判所に提出してください。答弁書に記載した場所を送付場所として希望される場合にも、ご面倒でも、この届出書の該当箇所にチェックを入れて、必ず提出してください。

○ 「連絡先等の届出書（口変更届出書）」の非開示を希望する場合には、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入して、この届出書の上にステープラー（ホチキスなど）で留めて一体として提出してください。その場合には、この届出書は、原則として、申立人に開示することはしない取扱いになっています。非開示の希望に関する申出書の説

【B-06】

明は、下記(6)をご覧ください。

また、一度届け出た連絡先等に変更が生じた場合、この「連絡先等の届出書（□変更届出書）」の変更届欄にチェックをした上、必要事項を記入し、必要に応じて「非開示の希望に関する申出書」をステープラー（ホチキスなど）で留めて一体として速やかに提出してください（【注意】既に一度提出した連絡先等の届出書に非開示の希望に関する申出書が添付されていても、改めて添付する必要があります。）。

- 届出される連絡先等が、あなたの、申立人に知られたくない住所である場合には、上記非開示申出制度に加え、当事者間秘匿制度の利用も可能です。詳細については、担当書記官にお尋ねください。

(6) 非開示の希望に関する申出書（証拠資料等について非開示の希望がある場合）

裁判所に提出する書類等のうち、相手方等に知られたくない情報がある場合には、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分はマスキング（黒塗り）をして提出することになります。しかし、マスキング処理をすることができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入し、この申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください。この申出書を付けて提出された書面について、他方当事者から、閲覧・謄写（コピー）の申請がされた場合には、裁判官が、申請を許可するかどうか判断することになります。そのため、この申出書が付けられている書面であっても、閲覧謄写が許可される可能性があります。この申出書が付けられていない場合には、非開示の希望がされていないものとして取り扱うこととなりますので、ご留意ください。なお、当事者の特定事項（本籍、住所、氏名）については、当事者間秘匿制度の利用も可能です。詳細については、担当書記官までお尋ねください。

おって、非開示を希望される情報、当事者間秘匿制度を利用する当事者の特定事項の記載のいずれについても、これらを相手方当事者に知られないようにするためには、提出される書面にこれらの情報が記載されていないか、ご自身で適切に管理してください。裁判所が、提出された書面に非開示（秘匿）希望情報が記載されているかを点検することはありません。詳細は、別紙「【注意事項】自らの情報の適切な管理のために」を参照してください。

(7) 「子の返還申立事件の手続の進行に関する照会回答書（相手方用）」に所定の事項を記載の上、令和 年 月 日までに提出してください。

- 子の返還申立事件の手続を進めるための参考としますので、ご提出をお願いします。

(8) 期日におけるお願い

裁判所の期日（電話会議等によって行われる期日も含みます。）に出席される場合には、審理の必要のため、裁判所から送付された書類、あなたが裁判所へ提出した書類の写しをご持参ください。また、期日には、今後の期日調整のために、あなたのスケジュールが分かるスケジュール表等もご持参ください。なお、あなたが弁護士を手続代理人に依頼するなどして、やむを得ない事情により第1回期日にあなたが欠席する場合には、今後の期日調整のために、あなたのスケジュールを前もって弁護士にお伝えください。